

福岡県指定無形民俗文化財 「竹の曲」保存会

【「竹の曲」保存会の活動】

五条周辺に在住する「六座」の子孫とその関係者を中心に、多くの皆様に支えられながら「竹の曲」を守り育てる活動を続けています。太宰府天満宮神幸式に合わせた集中練習のほか、年間を通じ練習を積み重ね技芸の上達に努めています。太宰府を代表する大切な芸能として、県内外の式典などに出演し、積極的な啓発活動もおこなっています。

声変わり前の男児に限られる稚児の育成や、装束・楽器類の管理には非常に苦勞していますが、「竹の曲」にまつわる貴重な歴史・伝承も含めて、この芸能を絶やさずに将来に伝えるため、これから先も活動を続けて参ります。



練習風景



市制施行40周年記念式典出演

【竹の曲の戦後のあゆみ】

1952（昭和27）年10月

文化財保護委員会により「竹のはやし」の名称で国の助成すべき無形文化財に選定される。

1953（昭和28）年5月

「竹のはやしを讃える会」が発足。同時に「太宰府文化財保存顕彰会」の設立準備が太宰府町と町議会を中心に進められる。

1960（昭和35）年4月 福岡県無形文化財指定

同年、「竹の曲」保存会が発足

1973（昭和48）年10月 伊勢神宮に「竹の曲」を奉納

（以後、1993年、2013年と20年毎に奉納し現在に至る）

1976（昭和51）年4月 福岡県無形民俗文化財に再指定

1983（昭和58）年10月

大宰府政庁跡にて天満宮秋思祭が斎行され「竹の曲」を奉納（これ以降出演は現在に至る）

2023（令和5）年2月 太宰府市民遺産に認定される

同月 太宰府市制施行40周年記念式典に出演

太宰府市民遺産とは・・・

市民の一人ひとりが、大切に思うモノ・コト（文化遺産）。これを将来に伝えたいと思う物語と、それを守り育てる活動に対して、多くの市民が太宰府にとって大切だと納得したものです。

【市民遺産の例】

石碑と地元の人々の物語

石碑などの関連する文化遺産

石碑を守る人々の活動



■認定されている太宰府市民遺産 17件

(2023年3月現在)



たけ はやし 竹の曲

太宰府市民遺産：第17号

認定：2023(令和5)年2月4日

景観・市民遺産育成団体：

福岡県指定無形民俗文化財「竹の曲」保存会

発行：太宰府市景観・市民遺産会議

太宰府市教育委員会

発行日：2023(令和5)年3月17日



太宰府市民遺産ロゴマーク



<http://市民遺産.jp>



太宰府市民遺産

第17号

竹の曲



福岡県指定無形民俗文化財
「竹の曲」保存会

竹の曲について

「竹の曲」は福岡県無形民俗文化財に指定された民俗芸能で、太宰府市の「竹の曲」保存会により継承されています。

平安中期、大宰権帥大江匡房が始めた天満宮安楽寺（現在の太宰府天満宮）の神幸式に田楽の一座が奉仕するようになったのが始まりと伝えられています。太宰府の五条に居を構え商工業に従事した「六座」（米屋座・鋳物屋座・鍛冶屋座・染物屋座・小間物屋座・相物屋座）の子孫とその関係者が代々伝える芸能で、戦国期の動乱をのりこえ、中世の田楽を今に伝えるものとされています。現在の演目は「道楽」「お御供上げ」「ささらの舞」「扇の舞」の4曲で、舞手の稚児（男児）1名と締太鼓・笛（壮老年男子8名ほど）で構成され、9月に行われる太宰府天満宮の神幸式と旧暦の9月10日の秋思祭にて奉納されています。



六座の面（南北朝～室町時代、太宰府天満宮所蔵）



能面を収めた箱
1781（天明元）年に1699（元禄12）年古箱の銘を写した墨書が見られる



締太鼓
1592（文禄元）年に修理されたと記される



ささら

竹を短冊形に切りそろえた板50枚ほどを麻ひもでとじた楽器で、上げた後に力強く閉じる際にジャツという音を出し、稚児が舞いながら太鼓に合わせ演奏する。消耗するので今も定期的に更新している。

太宰府天満宮の神幸式のルート



道楽（お下り）
1日目（行列中）



道楽（お上り）
2日目（行列中）



お御供上げ
2日目夕方（浮殿）



ささらの舞



扇の舞

- 神幸式
秋分の前日（1日目）
秋分の日当日（2日目）
- 秋思祭
旧暦9月10日
（ささらの舞、扇の舞を奉納）

太宰府天満宮の神幸式は、祭神である菅原道真公を奉戴した神輿が天満宮から約3Km離れた頓宮^{※1}である榎社の間を2日かけて往復する神事です。竹の曲の一行は、1日目の「お下り」、2日目の「お上り」で神輿にお供し、神輿の前で「道楽」を奏します。「お上り」では、浮殿でおこなわれる神事に際し「お御供上げ」という曲で笛と太鼓を奏し、神輿が天満宮本殿に還御^{※2}した後に、神前にて「ささらの舞」、次いで「扇の舞」を奉納します。「扇の舞」の謡^{※3}「竹の曲」は長い間口伝えで継がれてきたもので、歌詞の内容に意味の通じない箇所がありますが、「千秋万歳」などの語が織り込まれたお祝いの謡で、竹林の美しい風情に仏教の要素が加えられ、時の移ろいの中でも緑の竹林が長く続くことのためたさをうたっています。 ※1. 頓宮…神社の祭祀・祭礼において祭神が一時的に渡御する祭場のこと ※2. 還御…居所に帰還すること ※3. 謡…舞いに添えられる歌謡のこと

謡「竹の曲」の歌詞

（稚児）釈尊説法の古は
（楽人）竹の林に寺を建て、晋の七賢といいし人、竹林セイシ、シスマンセイシ、竹を囃せし諸人の、尚世々は経れどいつとなく
（稚児）申せども定めず眺めつつ
（楽人）霰たまらぬ玉笹に、小枝洩りくる月影の、葉に置く露に移ろいて、露を磨ける光こそ、千秋万歳と覚えたり、糸竹の調妙にして、万の声をととのゆる
（稚児）実にも芽出度く覚ゆるは
（楽人）何よりも何よりも、あまねく諸人に、イチグ南北に、呉竹を植え置きて、眺めばや、眺めばや、へイヤの笛により簫により、我も人もおしなめ、大平楽を吹きならし、喜びは是れをして思う人により、竹のいつも緑の色映えて、千代を重ねて竹のはやし